

○国立大学法人東京農工大学教育指導教員手当支給細則

(細則第8号)

(趣旨)

第1条 この細則は、国立大学法人東京農工大学職員給与規程第40条第2項の規定に基づき、教育指導教員手当の支給について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この細則において「教育指導教員」とは、大学院生物システム応用科学府食料エネルギーシステム科学専攻において学生の教育指導を担当する教育職員をいう。

2 この細則において「教育指導学生」とは、前項の専攻において教育指導教員が教育指導を行う学生をいう。ただし、次に掲げる学生を除く。

(1) 研究指導を担当する教員及び教育指導教員が同一の学生

(2) 留学、休学及び停学中の学生

(支給要件)

第3条 教育指導教員手当は、2人以上の教育指導学生を担当する教育指導教員に支給する。

(手当額)

第4条 教育指導教員手当の月額は、10,000円とする。

(支給にあたっての確認)

第5条 教育指導教員手当の支給にあたっては、第3条の支給要件(以下「要件」という。)の具備状況を確認するため、教育指導一覧表(別記様式)を作成する。

2 前項の状況に変更があった場合は、変更後の前項に掲げる様式を作成する。

(支給の開始)

第6条 教育指導教員手当の支給は、教育指導教員が新たに要件を具備するに至った日の属する月の翌月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、教育指導教員が要件を欠くに至った日の属する月の翌月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月)をもって終わる。

(支給の停止)

第7条 次に掲げる期間については、その事由が発生した日の属する月の翌月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月)から教育指導教員手当の支給を停止し、その事由が消滅した日の属する月の翌月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月)から教育指導教員手当を支給する。

(1) 休職、停職又は派遣により職務に従事しない期間

(2) 外国出張及び病気休暇(以下「外国出張等」という。)により職務に従事しない日が引き続き90日を超えた日以降、復帰をするまでの期間

2 前項第2号の90日の期間の計算については、外国出張等の開始の日から起算し、国立大学法人東京農工大学職員の労働時間、休暇等に関する規程第6条に規定する休日を含めて行う。

3 第1項第2号の規定にかかわらず、年度の始めから(当該年度の前年から引き続く場合を含む。)当該年度の末日までの外国出張等の場合は、当該年度の始めから支給しない。

(雑則)

第8条 この細則に定めるもののほか、教育指導教員手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この細則は、平成27年4月1日から施行する。

教育指導一覧表

東京農工大学大学院生物システム応用科学府食料エネルギーシステム科学専攻

教育指導教員		研究指導教員			教育指導学生		
職種	氏名	所属	職種	氏名	学年	氏名	教育指導内容